

【勤務地：東京都千代田区】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

こども家庭庁では、障害のある方を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

| | |
|-------------|---|
| <u>職 種</u> | 一般事務補助 |
| <u>雇用形態</u> | 非常勤 |
| <u>雇用期間</u> | 令和8年5月1日または令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで ※ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により任期を付して再採用される可能性があります。 |
| <u>資 格</u> | 1 次に掲げる手帳等の交付を受けている方 ※ 下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下、「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 2 パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方 |

なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

勤務時間

9：30～18：15

※ 勤務時間については、1日6時間から7時間45分の間でご相談の上、決定します

休憩時間

12：00～13：00までの60分（分割・延長等可）

給与等

日額8,660円から14,390円の範囲で支給（勤務時間及び経験年数による）

※ 給与法改正に伴い変更となる場合があります。

その他、通勤手当（マイカー通勤不可）、住居手当（支給条件に該当する方のみ、月額28,000円以内）、超過勤務手当、賞与（一定の条件を満たした場合、支給されます）

退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

休日

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休み
年次休暇10日（採用日に付与。再採用時に繰越可。）

休暇

※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

勤務場所

東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング

加入保険

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

仕事内容

一般事務の補助（電話対応、文書等の整理、ファイリング、コピー、PDF作業、郵便物や宅配物の配布、パソコンでのデータ入力、シュレッダー作業等）

※ 仕事の内容は、ご本人の経験や障害に応じて配慮しますのでご相談ください。

採用人数

5名程度

応募要領

下記①～③の書類を郵送またはメールにて送付ください。

① 履歴書（カラー顔写真添付）（指定様式あり）

必要事項（メールアドレス記載）及び志望動機（200字程度）を

記載したもの

☑職務遂行上の配慮事項の確認の為、障害の状況（種別や程度）や配慮事項を可能な範囲でご記入ください。

- ② 面接時配慮事項調査票（指定様式あり）
※ 配慮を必要としない場合もご提出ください。
- ③ 職務経歴書
これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの
※ 応募書類は返却いたしません。当庁にて責任を持って破棄いたします。
※ 応募書類に記載された個人情報につきましては、本件採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

<宛先及びお問い合わせ先>

〒100-6090

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階
こども家庭庁長官官房総務課任用係

電話：03-6860-0105

送付アドレス：kodomokatei.jinji@cfa.go.jp

- ※ 郵送の場合は、封筒に朱書きで「こども家庭庁期間業務職員（障害者雇用）応募」と必ず記載してください。
※ メールの場合は、件名に「こども家庭庁期間業務職員（障害者雇用）応募」と必ず記載してください。

募集期限

（郵送の場合）

令和8年3月31日（火）必着【厳守】

（メールの場合）

令和8年3月31日（火）17時受信分まで【厳守】

試 験

1次選考書類審査

2次選考面接（就労支援機関様同席可）

- ※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。
※ 書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方へのみ、2次選考の日時、場所をご連絡いたします。

その他

- ・採用内定者には各種書類の提出、在職証明書の提出があります。
- ・身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。